

○高根沢町物品等入札参加資格に関する要綱

令和2年11月12日

告示第153号

(趣旨)

第1条 この要綱は、町が発注する物品の購入、製造の請負及び役務の提供（建設工事に関連する測量、設計、調査等の業務委託を除く。以下「物品購入等」という。）に係る一般競争入札若しくは指名競争入札に参加する者又は随意契約により契約を締結することができる者の資格（以下「入札参加資格」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(資格審査)

第2条 入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）は、2会計年度ごとに行うものとする。ただし、新規に資格審査を受けようとする者及び町長が特に認める者にあつては、資格審査を行わない会計年度においても、これを行うことができる。

(資格審査申請)

第3条 資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、町長の定める期間内に、次に掲げる書類を提出して資格審査を申請しなければならない。

- (1) 一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書（物品）（様式第1号—1）
- (2) 営業経歴書（様式第1号—2）
- (3) 支店、営業所等の長に町との取引の権限を委任するものにあつては、その委任状（様式第2号）
- (4) 申請者が法人である場合においては、申請書を提出する日前3か月以内に発行された登記事項証明書又はその写し、申請者が個人である場合においては、申請書を提出する日前3か月以内に発行された身分証明書又はその写し
- (5) 申請者が法人である場合においては、申請書を提出する日の属する年度の直前2事業年度分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び利益処分（損失処理）計算書）、申請者が個人である場合においては、申請書を提出する日の直前2年分の所得税確定申告書の写し
- (6) 申請者が法人である場合においては、申請書を提出する日前3か月以内に税務署で発行された法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号。以下「通則規則」という。）別紙第9号書式（その3の3））又はその写し、申請者が個人である場合においては、申請書を提出する日前3か月以内に税務署で発行された所得税、消費税及び地方消費税の納税証明書（通則規則別紙第9号

書式（その3の2））又はその写し

(7) 申請者が高根沢町に納税義務を有する場合には、申請書を提出する日前3か月以内に高根沢町税務課で発行された完納証明書（高根沢町町税に関する文書の様式を定める規則（昭和35年高根沢町規則第13号）様式第24号その4）又はその写し

(8) メーカー等と代理店又は特約店契約を締結している場合にあっては、当該事実を証明する書類又はその写し

(9) 営業に関し、法律上必要とする許可、登録等の証明書の写し

(10) 申請者が個人である場合には、誓約書（様式第3号）

（入札参加資格の制限）

第4条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、入札参加資格を与えないものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に該当する者

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定に該当する事実があったと認められる者で、その事実があった後2年を経過していないもの

(3) 町税に未納がある者

(4) 法人の申請者にあっては法人税又は消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）、個人の申請者にあっては申告所得税又は消費税に未納がある者

(5) 営業に関し、法律上必要とする資格を有しない者

(6) 経営状況が著しく不健全であると認められる者

（入札参加資格の認定）

第5条 町長は、前条各号のいずれかに該当する場合を除き、高根沢町建設工事入札参加資格審査会規程（昭和62年高根沢町訓令第12号）第1条に規定する高根沢町建設工事入札参加資格審査会の審査の結果に基づき、入札参加資格の有無を認定するものとする。

2 町長は、前項の規定により入札参加資格を有すると認定した者（以下「有資格者」という。）を入札参加資格者名簿に登載するものとする。

3 申請者は、第1項の規定による認定に異議がある場合は、認定の結果を知った日から30日以内に当該認定の再審査を町長に請求することができる。

（入札参加資格の有効期間）

第6条 入札参加資格の有効期間は、次の各号に掲げる資格審査の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 第2条本文の規定による資格審査 入札参加資格を認めた日（以下「認定日」と

いう。) 以後の最初の4月1日から2年を経過する日までの期間

(2) 第2条ただし書の規定による資格審査 認定日以後の最初の月の初日から前号の資格審査を受けた者の有効期間が満了する日までの期間

(入札参加資格の取消し)

第7条 町長は、有資格者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該入札参加資格を取り消すことができる。

- (1) 第4条各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により入札参加資格の認定を受けたとき。
- (3) 有資格者から入札参加資格の取消しの申出があったとき。
- (4) 入札参加資格審査を受けた業務を停止し、又は廃止したとき。

2 町長は、前項の規定により入札参加資格を取り消したときは、当該有資格者にその旨を通知するものとする。

(変更の届出)

第8条 有資格者は、次に掲げる事項について変更があったときは、その事実を証する書類を添えて、遅滞なく入札参加資格審査申請書変更届(様式第4号)によりその旨を届け出なければならない。

- (1) 住所又は所在地
  - (2) 商号又は名称
  - (3) 法人にあつては代表者の氏名、個人にあつてはその者の氏名
  - (4) 電話番号、ファクシミリ番号又は電子メールアドレス
  - (5) 受任者の有無及び委任状に記載した事項
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めた事項
- (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。